

## 令和8年度海外人材確保強化事業業務委託事業者の審査基準

「令和8年度海外人材確保強化事業業務」の契約候補者を、適正かつ公正に選定することを目的とし、下記の審査基準を定める。

審査は、提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を参考に、下記の各項目について評価基準による5段階で評価し、選定委員会の4名の委員が評価した結果の合計点を各企画提案者の得点とする。

### (1) 評価項目・配点

評価項目		配点
<b>①実施主体に関する評価</b>		
ア	事業実施及び進行管理に必要な人員・組織体制が整っているか。	5
イ	事業を適切に遂行するための技術やノウハウ、実績等を有しているか。	5
<b>②事業内容に関する評価</b>		
ア	香川県主催の講座（以下、「講座」という）の開設について	
a	講座における、「日本語教育」及び「特定技能試験対策」について、効果的な学習プログラムの実施方法が提案されているか。	10
b	講座における、「香川県や県内企業等の魅力発信」について、効果的な実施方法が提案されているか。	10
イ	オンライン交流会・合同面接会の開催について	
a	参加学生と県内企業とのマッチング、選考につながる効果的かつ具体的な開催方法や開催内容が提案されているか。	10
b	参加学生及び県内企業への効果的かつ具体的な支援や個別面談の内容が提案されているか。	10
ウ	継続的なジョブマッチング支援の実施	
a	参加学生と県内企業との継続的なマッチング、選考につながる効果的かつ具体的な体制の構築について提案されているか。	20
エ	送り出し機関と監理団体等とのマッチングイベントの開催について	
a	開催方法について、参加者と県内監理団体及び県内企業等（以下、「監理団体等」という）とのマッチングにつながる効果的かつ具体的な開催方法や開催内容が提案されているか。	10
b	参加者及び監理団体等への効果的かつ具体的な支援や個別面談の内容が提案されているか。	10

③事業経費に関する評価		
	提案内容に対して、適切な必要経費が詳細に見積もられているか。	5
④働き方改革及び女性活躍等の推進並びに障害者雇用の促進に関する評価		
	働き方改革及び女性活躍等を推進する企業または障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定等を受けているか。 ※別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」による。	5
計		／100

## (2) 評価基準

各配点に応じて、次の5段階により評価する。

区 分	点 数		
	20点満点	10点満点	5点満点
非常によい（効果的な）内容である	20点	10点	5点
よい（効果的な）内容である	16点	8点	4点
普通	12点	6点	3点
劣った内容である	8点	4点	2点
非常に劣った内容である	4点	2点	1点

## (3) 契約候補者の決定

- ① 各選定委員の評価点数の合計点数を企画提案者の得点とする。
- ② 得点が最も高い企画提案者を契約の候補者とする。
- ③ 得点が最も高い企画提案者が2者以上いる場合は、委員の協議により優劣を決定し、契約の候補者とする。
- ④ 配点に審査委員の数を乗じた点数の60%を基準点（400点満点中240点）とし、選定には基準点以上の得点を必要とする。

別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」

評価項目	認定等の区分 ※1		配点
働き方改革及び女性活躍等を推進する企業として法令に基づく認定等を受けているか。	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	えるぼし1段階目	2
		えるぼし2段階目	3
		えるぼし3段階目	4
		プラチナえるぼし	5
		行動計画 ※2	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん(H29改正前)	2
		トライくるみん くるみん(R4改正前) くるみん(R4改正後)	3
		プラチナくるみん	5
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4
	香川県が実施する「子育て行動計画策定企業認証マーク」の取得		1
	香川県が実施する「かがわ女性キラサポ宣言」の登録		1
	香川県が実施する「かがわ働き方改革推進宣言」の登録		1
障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定を受けているか。	厚生労働省が実施する障害者雇用優良中小事業主認定制度に基づく認定(もにす認定企業)		5
	香川県が実施する障害者雇用優良事業所認定制度に基づく認定		5

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※3 国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に沿って、上記内容を定めている。